

財産の処分について

財産を次のように処分する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 財 産 (1) 金 7, 528. 86 グラム
(2) 銀 29, 331. 00 グラム
(3) プラチナ 124. 19 グラム
- 2 処分価格 68, 825, 265 円
- 3 相手方 熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5番76号
株式会社 星山商店
代表取締役 星山 一憲

(提出理由)

金、銀及びプラチナの処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。